

5福祉子保第2351号
令和5年12月26日

認可外保育施設設置者 殿

東京都福祉局子供・子育て支援部
認証・認可外保育施設担当課長 平川 祥子
(公印省略)

認可外保育施設における事故の報告について (通知)

平素より、東京都の保育行政に御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、認可外保育施設における事故については、「認可外保育施設に対する指導監督要綱」(昭和57年6月15日56福児母第990号)第7条第2項の規定により、重大な事故が発生した場合には東京都に報告することとしておりますが、今般、こども家庭庁及び文部科学省より、報告の対象となる重大事故の範囲における意識不明の取扱いについて見直しを行うとともに、報告様式を新様式に統一化し、令和6年1月1日以降の報告分から適用する旨、通知がありました。

貴施設におかれましては、事故が発生しかけた場合に速やかに施設長に報告する体制を整え、ヒヤリ・ハット事案も含めて施設内で共有し、事故発生防止に向けた取組を徹底していただくとともに、事故が発生した場合には、速やかに御報告いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 新たに報告の対象となる事案

意識不明事故 (どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの)

※ 意識不明事故の取扱いについては、別添「教育・保育施設等における事故の報告等について」における意識不明事故の取扱いについて」(令和5年12月14日付けこども家庭庁等事務連絡)をご確認ください。

2 報告様式

別紙「認可外保育施設に対する指導監督要綱実施細目別記第5号様式」

3 報告期限

第1報は原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行うこと。また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、作成され次第報告すること。

4 報告先

東京都福祉局子供・子育て支援部保育支援課民間保育援助担当

電話 03-5320-4131

メールアドレス: S1140504@section.metro.tokyo.jp

(参考)

東京都に報告が必要な重大事故の範囲

- ・死亡事故
- ・意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）
- ・治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故
- ・食中毒事案
- ・園外活動時等における迷子、置き去り、連れ去り等の事案
- ・その他、児童の生命又は心身に重大な被害が生じる事故に直結するような事案（児童への暴力やわいせつ行為等の事実があると思慮される事案を含む。）